

## 「こども110番の家」実施要項

### ○「こども110番の家」の創設

近年の社会環境の悪化や人間関係の希薄化等に伴い、「子どもを不審者から守ろう」「安心して生活できる街づくり」の推進を目的として、平成9年12月に市のPTA連絡協議会が提案し創設した。

これは子どもの避難場所を確保するというだけでなく、市民全体が子どもを見守ろうという意識の高揚を図る目的もある。

我孫子市としても、この趣旨に賛同し、少年センターを事務局として、パネル費用を補助し、学校や防犯協議会等との連携、自治会等を通じて地域に理解と協力・連携を呼びかけている。

### 1. 「こども110番の家」について

#### (1) 「こども110番の家」の登録について

①登録条件…「この創設の趣旨を理解し、子どもを犯罪から守るという意志が強い市民及び事業所」が、地域の学校（PTA等）へ申請を行う。

②承認者…各単PTA及び父母会(以下、PTA等と記す)が行う。

申請があったPTA等は、①の条件に合うか、面接等の審査を行い、適切な場合は登録（承認）する。疑問がある場合は、自治会や民生委員等に相談し決定する。

③手続き…PTA等は、承認した「家」または「事業所」の

(a)名前（事業所名、代表者名） (b)住所 (c)連絡方法（電話等）  
を少年センターへ報告する。

報告を受けた少年センターは、パネルを学校を通して渡す。

#### (2) 「こども110番の家」概要について

①依頼期間は、1年間とする。ただし、継続も可とする。

年度末の「利用状況調査」実施時に、「継続」か「辞退」の意志を確認する。

②承認条件としては、(1)の①及び「集合住宅の1階の方」、できれば「在宅時間の多い方（子どもの登下校及び夕方の時間）」が望ましい。

③無償とする。

④「こども110番の家」が「留守」、「子どもが避難や困ったときに利用した場合のトラブル」等について、責任をとらなくても良い。

⑤PTA等は、次の時、「こども110番の家」の継続を断ることができる。

(a)年度末に行う「利用状況調査」を提出しない。

(b)PTA等や学校から連絡をしたときに、連絡が取れない。

(c)その他、不適切であると認められたとき。

※ 継続を断ったときは、その趣旨を、我P連事務局並びに少年センターへ報告する。

⑥PTA等は、「こども110番の家」の名簿を管理し、変更があった場合は、少年センターへ報告する。

### (3) 「こども110番の家」の役割

①子どもが困った時に援助する。

※不審者との遭遇、怪我、トイレ利用、水飲み等

②子どもが危険と判断したときは、迷い無く警察へ110番通報をする。また、学校にも連絡する。

③子どもが怪我をして利用するときは、家庭に連絡する。状況に応じて必要と思われたときは、迷いなく救急車の出動を要請する。また、学校にも連絡する。

④プレートは、外から見て家の目立つところに掲示する。取り付けについては、「こども110番の家」に一任する。

⑤「こども110番の家」を辞退するときは、学校に連絡し、プレートを返却する。

⑥年度末に行われる「利用状況調査」に、利用状況・要望・継続の希望等を記入して提出する。

## 2. P T A（各単P）等の役割

(1)各P T A等組織の中に、「こども110番の家」の担当を位置づけ、学校と協力して拡充を図る。

(2)「こども110番の家」の承認、継続の可否、登録名簿の管理、相談、「利用状況調査」の配付・回収・集約・少年センターへの報告等を行う。

## 3. 我孫子市P T A連絡協議会（我P連）の役割

(1)「こども110番の家」を学校・地域・各団体と協力して拡充を図る。

(2)P T A等や登録希望者等からの「こども110番の家」についての問い合わせやトラブルについての相談を受け付ける。

## 4. 「こども110番の家」の事務局としての少年センターの役割

(1)少年センター（04-7185-1367）は、「こども110番の家」についての問い合わせやトラブルについての相談を受け付ける。

(2)少年センターは、トラブルについての相談を受けたときには、我P連事務局と連絡を取り、トラブルの解消にあたる。

(3)プレートの管理を行う。

(4)広報等を利用し、「こども110番の家」の協力の呼びかけ、拡充を図る。

(5)年度末に「利用状況調査」の実施を各単Pに依頼し、単Pごとに集計された調査結果を回収してその年度の「利用状況調査報告書」にまとめ、各学校やP T A等及び「こども110番の家」に報告する。